

KANTO 金融サービス info

かんとう きんゆうサービス いんぷお

- ◆ 関東財務局は、財務省の総合出先機関として、また、金融庁から事務委任を受け、関東甲信越地区の1都9県において、財政や金融に関する業務を行っております。
- ◆ ここでは、地域の皆様と金融サービスに関する情報を共有し、利用者保護の推進を図ることを目的として、金融サービス利用者等に役立つ情報を分かり易く提供していくこととしています。

トピックス

仮想通貨について

仮想通貨とは

- ◆ ITの進展等に伴って近年、インターネット上のお金として決済・取引に使用される電子データ、いわゆる**仮想通貨**が登場しています。
- ◆ 実際の通貨は国や中央銀行が発行していますが、仮想通貨は国や中央銀行が発行に関与していません。
- ◆ 仮想通貨は、ネット上の取引所などで、日本円や米ドルなどの通貨と交換して入手することができ、その交換レートは日々変動しています。
- ◆ 種類は様々あり、一説には600超あるといわれ、代表的な例としてビットコインと呼ばれるものがあり、全世界の7,000店舗以上で取引ができ、利用者は約1,000万人とも言われています。

仮想通貨を巡る問題

- 仮想通貨は**決済の利便性及び匿名性の高さ**から、**マネー・ローンダリングへの悪用又はテロ資金に供与される**、というリスクが国際的に指摘されています。
- また、「仮想通貨は儲かる。」といった話を持ちかけ、金銭を支払った後に連絡が取れなくなる等のいわゆる**詐欺的商法が行われている**との声も寄せられるようになってきました。
- こうしたなか、平成26年に**ビットコインの取引所運営会社が顧客の預けた資金を適正に管理せず経営破たんを招き**、顧客に損害を生じさせる事案が発生したことから、仮想通貨に対する何らかの法的措置を求める機運が高まりました。

法律の制定

- これまで国内では仮想通貨を公的な決済手段と位置付ける法律はありませんでした。
- 国際的な要請を踏まえた**マネー・ローンダリング**や**テロ資金供与への対策**や、**利用者保護**を目的とした内容の法律等を整備するべく、金融審議会では議論・検討が行われました。
- 仮想通貨を規制する内容を盛り込んだ**改正資金決済法**が国会で平成28年5月25日に成立し、6月3日に公布されました。

規制の主な内容

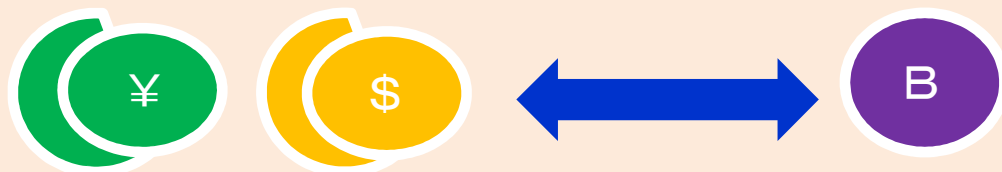
改正資金決済法においては、**仮想通貨と法定通貨（日本円・米ドルなど）の交換業者に登録制を導入し、以下の法制度を整備**

■ マネーローンダリング・テロ資金供与対策規制

- 口座開設時における本人確認の義務付け
- 本人確認記録、取引記録の作成・保存 等

■ 利用者保護のためのルールの整備

- 利用者に対する情報提供
- システムの安全管理
- 利用者が預託した金銭・仮想通貨の分別管理 等



今後について

- 法律は公布の日から1年以内に施行されます。
- 国内における仮想通貨に対する正しい認識及び正常な取引の進展に向けて、仮想通貨交換業者の登録手続き等詳細な面での整備を今後行っていく予定です。

（本件に関するお問い合わせ先）金融監督第6課 電話048-600-1152